

技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第18号

技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能職員の給与に関する規則（昭和32年香川県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第3（第4条、第5条関係） 級別資格基準表</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 職種欄の各区分は、その区分に応じて次の各号に掲げる者に適用する。</p> <p>一 技能職員（I） 自動車運転士、<u>行政技術員</u>、ボイラー技士、船舶士（船舶業務に従事する者のうち、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に規定する海技士若しくは小型船舶操縦士の免許、クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）に規定する<u>クレーン・デリック運転士免許</u>又はボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）に規定するボイラー技士免許若しくはボイラー溶接士免許を有するものをいう。）、営繕技士（電気工事士法（昭和35年法律第139号）に規定する電気工事士免状を有する者をいう。）及び庁舎管理技士（ボイラー及び圧力容器安全規則に規定するボイラー技士免許若しくは電気工事士法に規定する電気工事士免状を有する者又は職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）に規定するビル設備管理に関する技能検定に合格した者をいう。）</p> <p>二 技能職員（II） 通信手、造園技能員、木工指導員、船舶員、営繕技能員、調理師、事務員、守衛、現場管理員、道路管理員、農場管理員、林業管理員、畜産管理員、公園管理員、送送員及び庁務員</p> <p>2・3 略</p>	<p>別表第3（第4条、第5条関係） 級別資格基準表</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 職種欄の各区分は、その区分に応じて次の各号に掲げる者に適用する。</p> <p>一 技能職員（I） 自動車運転士、ボイラー技士、船舶士（船舶業務に従事する者のうち、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に規定する海技士若しくは小型船舶操縦士の免許、クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）に規定する<u>クレーン運転士免許</u>若しくは<u>デリック運転士免許</u>又はボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）に規定するボイラー技士免許若しくはボイラー溶接士免許を有するものをいう。）、営繕技士（電気工事士法（昭和35年法律第139号）に規定する電気工事士免状を有する者をいう。）及び庁舎管理技士（ボイラー及び圧力容器安全規則に規定するボイラー技士免許若しくは電気工事士法に規定する電気工事士免状を有する者又は職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）に規定するビル設備管理に関する技能検定に合格した者をいう。）</p> <p>二 技能職員（II） 通信手、造園技能員、木工指導員、船舶員、営繕技能員、<u>クリーニング師</u>、調理師、<u>看護員</u>、事務員、守衛、現場管理員、道路管理員、農場管理員、林業管理員、畜産管理員、公園管理員、送送員及び庁務員</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。